

出産・育児に対する支援制度のあり方

——フランスの例を検討しながら日本の制度形成を考える——

船橋 恵子

I はじめに

近年の出生率低下をきっかけに、「出産・育児に対する支援制度の必要」が叫ばれている。しかし、いったい誰が（支援主体）何を（支援内容）どのように（支援方法）支援するのかということが曖昧なまま、また支援とは何なのか（定義）についての掘り下げもなしに、いわばムード的に言葉だけが流行してはいないだろうか。もしも「出産・育児に対する支援制度」が必要であるという立場をとるならば、言葉だけの流行に終わらせてはならないだろう。

そのために、本稿では、フランスの制度の比較検討を介して、日本における制度形成上のポイントを考えてみたい。その際、制度の一覽表的な紹介やアカデミックな解説にとどまるのではなく、現実に制度が人々によって生きられるリアリティーに注目しよう。つまり、法律学や経済学、社会政策学からのアプローチではなく、社会学的な理解を試みる。私見によれば、社会学は、システムが人間によってどのように生きられているかを分析することをひとつの課題としてきたからである。

II 出産・育児に対する支援とは何か

なぜ、出産・育児に対して社会的支援が必要なのだろうか。出生率が下がってきたので、再び上げるために必要なのだろうか。しかし、欧米の出生率回復の優等生であるスウェーデンの例でも

わかるように、徹底した支援制度をもってしても、せいぜい1980年に1.68と底を記録した合計特殊出生率が1990年に2.14にまで回復した程度である。また、児童給付だけみる限りスウェーデン並みであるイタリアの出生率は、ヨーロッパで一番低い（1990年の推計値1.29）。逆に、出産・育児を私事として考え、国家が特別な支援を与えないのを原則とするアメリカ合衆国で、出生率はもちなおし現状維持（1988年1.93）している。出生率には多要因が働いており、支援制度によって簡単にコントロールできるような社会現象ではないのである。出生率の問題は、議論が顕在化するひとつのきっかけにはなったとしても、議論の目的にはならないだろう。

私は、現代社会の出産・育児が女性個人にとって大きな負担になっているということから、議論を出発させるべきだと考える。もちろん、女性個人にとって出産・育児はアンビグエラントなものであり、負担とは異なる次元で魅力もまた存在している¹⁾。しかし、魅力は決して負担を帳消しにはしない。そしてまた、育児はいくら負担がかかっても、いったん始めたら途中で投げ出すことができない性格のものである。そこが、経済学的なコスト・ベネフィットの論理では割り切れない点である。

現代の出産・育児は、それを担う主体（女性や家計）に、次のような3種類の負担をもたらす。①家計にとっての出産・育児の「経費」。食費、被服費、住居費、医療費、教育費など、子どもを成人させるまでにかかる費用の一切である。ちなみに、ある保険会社の試算では子ども1人当た

り2,400万円とでている。②女性個人にとっての「労力」。9ヵ月の妊娠期間を身重に過ごし、多大な心身の労力を費やして出産し、授乳・オムツ・離乳食・外気浴・危険の防止・病気の看護など際限のない世話をするだけでなく、夜泣き・痼癢・嘔吐・下痢・食べ散らかしなど、ありとあらゆる子どもの「ぐちゃぐちゃ」を受けとめ、さらに躰や心の安定や知能の発達にまで気を配らなければならない。長じては、学校生活への適応や家庭学習の支援、PTAや子ども会の役員任務まで加わる。これらの心身の労力は、ほとんど女性個人によってもっぱら担われており、仮にそのほんの一部を保育システムや父親や他の親族が肩代わりすることがあっても、女性個人の負担がなくなることはないのが現状である。その結果、③一種の機会費用として「母親であることのコスト (cost of mothering)」²⁾ が現れる。すなわち、出産・育児をもっぱら担うというハンディキャップがなかったら得られたであろう、収入・社会的ポスト・技能・人間関係・時間的ゆとりなどのメリットの損失である。

子どもとともに生きる人生の魅力にもかかわらず、近年、これらの負担は、家計と女性個人にとって耐えがたいものとして語られるようになった³⁾。その背景には、「個人」が強調される社会になってきたことが挙げられよう。文化的特徴として集団主義がいわれ、義理すら健在の現代日本社会でも、家族の世話だけの人生を望む女性はいなくなっている。男女共学世代の親をもち、民主的・平等主義的家族関係が当然視される環境のなかで育った新しい世代にとって、女性も個人として有意義な人生を望むことは、決してわがままなのではなく、人間として自然な要求なのである。多くの女性は、個人として開花したいという欲求とともに、家族の世話もしたいと思っているのが、現実である。誤解を避けるために丁寧にいえば、先に挙げた3つの負担とは、家族の世話が「負担でしかない」ということではなく、事実として「負担である側面を免れない」ということだ。そうでなかったら、これほど割に合わないにもかかわらず、なぜ出産・育児をしようとする女性が後を絶たな

いか⁴⁾ということが説明できない。人は、母性イデオロギーや国家政策のために子どもを産んだりしない。出産・育児には、取り組みたいと思わせるに十分な魅力とともに負担が伴っている、という認識が必要である。出産・育児に対する支援とは、まさにこの負担面への支援でなければならないだろう。

では、誰が(支援主体)何を(支援内容)どのように(支援方法)支援することが可能だろうか。支援主体としては、まずジェンダー変革の視点から①男性個人、次に出産・育児の社会化の視点から②企業、③市場、④国家・自治体あるいは第三者機関、が想定できる。支援内容としては、3種の負担のうちの「経費」に対して①経済的支援、心身の「労力」に対して②社会的支援と③心理的支援、そして①②③を通じて総体として「機会費用」を小さくしていくことが、考えられる。典型的な支援方法には、たとえば、家族給付、税金控除、年金等の社会保障制度上の優遇策、企業のフリンジ・ベネフィットの多様化と拡大、医療や教育・保育の無料化、出産・育児にかかわる地域インフラストラクチャーの整備、訪問看護・訪問保育の制度化、保育ネットワーク作りへの支援、労働政策(家族的理由による休暇や労働時間のフレックス化や短縮など)、人間的な労働慣習とゆとりある生活リズムの推奨、カウンセリングの普及、ケアジェンダー変革への啓蒙、などがあるだろう。もっとも、人々が生きる社会の歴史や文化によって、また個々の家族や女性個人の好みや感覚によって、どのようなタイプの支援の組み合わせが最も有効であるかは、当然異なる。

III フランスの支援制度を検討する

現代フランスにおける出産・育児支援の諸制度のなかで、特記すべき高水準にあるのは、家族給付、医療保障、および保育・就学前教育制度である。いずれも、第2次世界大戦後、今日みられる充実した制度にまで発達した。家族給付は、主に「経済的支援」の方法として、医療保障とあわせて、一般に子どもをもつ家計の「経費」負担を軽減す

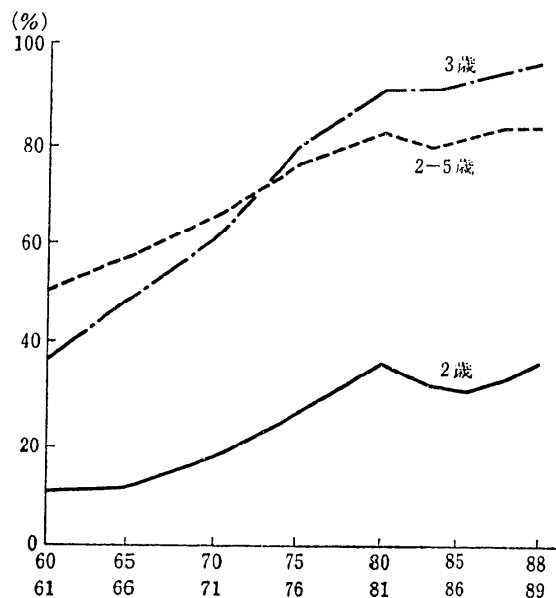
る効果をもつ。初めは専業主婦奨励策的な給付もあったが、批判されてなくなり、共働き支援的な要素が加えられて、女性の多様なライフスタイルに適合するようになった。また、身体的・社会的なハンディをもつ子どもにも手厚い保護がゆき届いている。一方、フランスの保育・就学前教育制度は、公教育制度が保育機能を併せもつユニークなもので、その他の多様な保育形態（後述）と合わせて、女性個人の「労力」負担をいくぶんか和らげる「社会的支援」の方法となっている。事実、フランスでは、保育・就学前教育の拡充（図1）に比例して、女性の年齢別就労率の「M字型曲線」が解消されてきた（図2）。つまり「機会費用」としての「母親であることのコスト」縮小に、一定の効果があつたわけである。

（1）経済的支援

まず、1992年1月1日現在の家族給付の実態をまとめておこう（給付額は賃金水準に合わせて毎年改定される）。

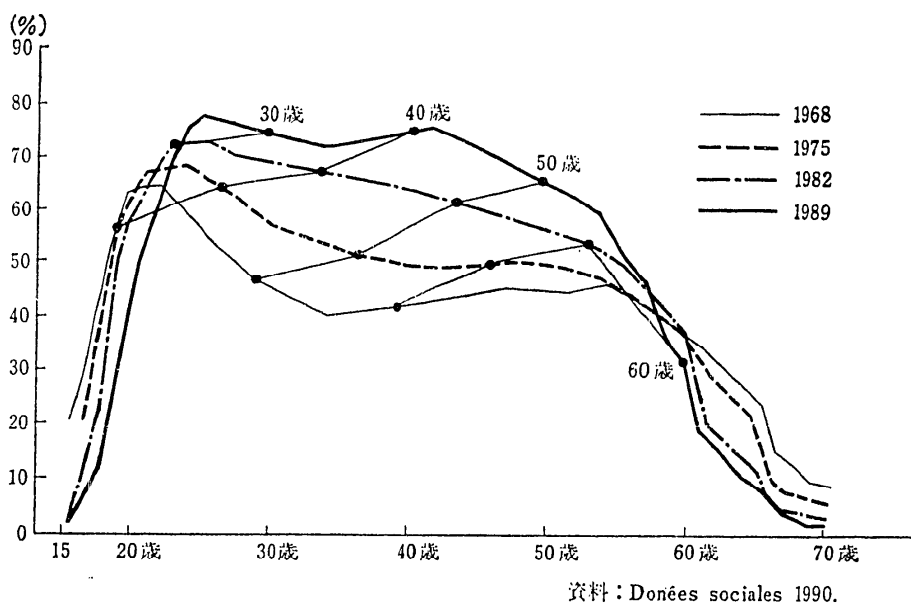
① 家族手当 (Les Allocations familiales)。第2子から、所得に関係なく、義務教育終了年齢であ

る16歳まで（無職の場合18歳まで、学生・職業教育受講生・障害児の場合20歳まで延長）毎月給付。月額、2子621フラン（約1万5,000円）、3子1,416



資料：Données sociales 1990.

図1 就学前教育への参加率（1960—1989年）



資料：Données sociales 1990.

図2 年齢別女性就労率の変化（1968—1989年）

フラン(約3万5,000円)、4子2,211フラン(約5万5,000円)、5子3,006フラン(約7万5,000円)、6子以降1子増えるごとに795フラン(約2万円)増額。さらに、10歳から15歳の間は175フラン(約4,400円)、15歳以上は310フラン(約7,500円)追加される。1990年の実績で、総額628億フラン、全家族給付の52.7%を占める最大規模の給付である。第1子には出ないという限界はあるものの、日本の児童手当(所得制限のもとに3歳まで、第1子・2子が月額5,000円、第3子以降1万円、1992年改正)と比べたら、はるかに豊富である。

② 乳幼児手当(L'Allocation pour jeune enfant)。産前産後手当だったのを1985年から改称。妊娠4ヵ月から産後3ヵ月まで、所得に関係なく、毎月891フラン(約2万2,000円)給付。ただし、妊娠3ヵ月までに社会保障に妊娠届を出したうえ、合計3回の妊婦検診を受けなければならない。低所得者には、3歳まで延長給付。双子以上の場合、生後3ヵ月までは所得に関係なく、4ヵ月から1歳までは一定の所得条件のもとで、子ども数に比例した額を給付。兄弟が続いて生まれた場合は、末子が3歳になるまで1人分の手当が継続的に給付される。日本には、これと等価の給付なし。

③ 新学期手当(L'Allocation de rentrée scolaire)。9月に文房具などの購入費として、義務教育年齢(6-16歳)の子どもに一律に384フラン(約9,600円)支給。ただし、ゆるやかな所得限度がある。1990年9月より、学生や職業教育受講生には18歳まで延長給付されるようになった。なお、フランスの公立学校の義務教育では、教科書は購入させるのではなく、貸与が原則(だから、生徒たちは、汚さぬように丁寧に扱っている)。入学金や授業料はない。給食も希望制で、実費程度の支払いをする。日本でも、義務教育では教科書は無料配布だが、手当金などはない。

④ 比較的新しく創設された、共働き家族を支援する給付群。まず、3子以上で、過去10年間に2年以上従事した職業を育児のために中断したり縮小したりした場合、養育親手当(L'Allocation parentale d'éducation 1985年創設、中断した場合月額2,765フラン(以下F)=約7万円、パートに縮

小した場合月額1,383F=約3万5,000円)。次に、両親が就労していて、3歳以下の子どもの保育を誰かに自宅にきてもらって頼む場合、ベビーシッター手当(L'Allocation de garde d'enfant à domicile 1986年創設、月額2,000F=約5万円。上記のパートの場合の養育親手当とかけもち受給可能)。同様に、認可保育ママに子どもを預ける場合、保育ママ雇用補助手当(Majoration d'Aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée 家庭的保育を促進するために1990年創設、3歳以下の子どもでは月額500F=約1万2,000円、3-5歳では月額300F=約7,500円)。もちろん、日本にはない給付群である。

⑤ 1970年代から整備された、社会的・身体的なハンディキャップという運命のもとに生きる子どものための給付群。まず、心身のハンディをもって生きる子どもには、20歳になるまで障害の程度に応じた特殊教育手当(L'Allocation d'éducation spéciale 基本手当が月額621F=約1万5,000円に加えて、軽度の障害の場合月額466F=約1万円、中度の障害の場合月額1,397F=約3万円、重度の障害の場合月額5,068F=約12万5,000円)がある。ただし本人の所得上限あり。20歳以降は、成人障害者給付へ移行。次に、両親が離死別あるいは初めから不在で、単親1人で子どもを産み育てなければならない家族のために、単親手当(L'Allocation de parent isolé 妊娠中から末子が3歳になるまで、所得制限のもとで、親に月額2,909F=約7万2,000円、1子当たり月額970F=約2万5,000円)。さらに、両親を失ったり親に認知されなかったり放棄された子どものために、家庭裁判所の判決があれば、家族支援手当(L'Allocation de soutien familial 遺児手当だったのを改称、家族手当と同様に基本的に16歳まで、単親の場合月額436F=約1万円、両親不在の場合月額582F=約1万5,000円)が給付される。離別した片親が養育費を払わないため困窮している単親家族や、孤児を引き取って育てている家族に対する支援である。日本でも、母子家庭向けの児童扶養手当や障害児への医療費支援があるが、わずかなものである。フランスでは「未婚の母」が困窮しないような給付額に

なっている。

⑥ その他の特別給付。3子以上の低所得者には、家族補足手当 (Le Complément familial 月額 808F = 約2万円)。子どもを迎えるために、家を広げるとか引っ越すとき、住居手当 (L'Allocation de logement)。さらに、子連れでバカンスに出かけるためのバカンス手当 (Aide aux vacances) までである。また、自治体によっては、EC出身女性が第3子を出産すると特別贈与 (7万円ぐらい) をするところもある。たしかに、フランスの家族給付は、第3子優遇的な色彩が強い⁵⁾。人口再生産のためには、第3子を産んでもらうことが必要であり、その意味で人口政策の道具としての側面は認められる。しかし、家族給付の充実と正比例して出生率が伸びているわけではなく、現状維持している程度であり、また実際に、家族給付が欲しいから第3子を産むという女性はあまりいない。これらの制度は、基本的に出産・育児への経済的支援であって、必ずしも人口政策的な側面ばかりではないようである。

以上の給付額をリアルに理解するためには、給与水準や物価を計算に入れなければならない。物価の国際比較は品目によって違うので簡単に一般化できないが、パン・乳製品・肉・野菜などの日常食料の物価はフランスの方がはるかに安く、またフランスの給与は、1985年で平均月額7,300フラン (約18万円)、最低賃金 (SMIC) が1時間25フラン (約600円弱) である⁶⁾。大雑把に言って、フランスの方が日本より低物価・低給与なので、上記の給付額の現実的価値の大きさが想像できよう。

続いて、医療保障についていえば、出産予定日の10ヵ月以上前から社会保障に加入している限り、出産関連医療費は、すべて無料である。すなわち、診察、検査、薬、救急車、分娩・入院費、乳児検診、産後の美容体操まで (女性が美しさを維持するための費用は、必要経費と認められている!)、本当に全部タダなのである。通常の医療費の払い戻しの割合は4割から7割程度であるから、出産関連医療費がいかに特権的に扱われているかわかるだろう。さらに、産めない悩みをもつ女性のために、人工授精や不妊治療など生殖技術に関わる

費用も、100%保障されている⁷⁾。日本でも一応健康保険から出産費が支給されるが、これほど徹底した無料策にはかなわない。これでは、産まない女性はどうなるのかと疑問も起きようが、実は産まないことも、現在は無料化されている。避妊は1974年から、中絶は1982年から、社会保障によってカバーされるようになった。

フランスでは、これだけの保障を受けるためには、当然ながら高額な保険料を納めなければならない。フランスの社会保障は、基本的に社会保険型であり、その運営は、労働組合代表と使用者代表などで構成する第三者機関による自主管理方式をとっている。もともと労働組合運動の歴史のなかから発展してきたものなので、職域型の社会保障となっている。財源は、約50%が事業主の負担によってまかなわれ、被雇用者の納める保険料と国庫の導入は、ともに約20%と少ない⁸⁾ (ちなみに日本では、事業主・被雇用者・国庫で財源を3分している)。だから、自営業や自由業の場合の保険料個人負担は非常に高いものになる。だが、そこにも特別援助が用意されており、低所得者の保険金を家族手当公庫が肩代わり支払いする道もひらかれている。また、国内総生産 (GDP) に対する社会保障費の占める割合は、日本では11.3%であるが、フランスでは30.1%に達し (1985年)、社会保障制度を通じての所得再配分効果が高い。

このようにみてくると何よりも、われわれはフランスの支援水準の高さに驚き呆れるのであるが、もっと大事なのは支援原則のあり方である。第1に、フランスでは経済的支援の主体が第三者機関であり、日本のように個々の企業がFRINGE・ベネフィットとして従業員 (世帯主) に支払う扶養家族手当の形をとらない。それゆえ、「日本的経営」が企業福祉を通じて従業員の忠誠心を高めていくような様相は生じない。労働者は企業に過剰包絡しないですむのである。

第2に、支援の受け手は、支援を必要とする当の「個人」である。家族給付の受給資格は、「フランスに合法的に居住する者および労働する者で、養育すべき子をもつ者」と明確に規定されている。つまり、親の国籍や性別、家族的な位置は問われ

ない。日本の福祉制度では、まだ世帯主の地位が特権的であり、事実婚は社会保障上不利を被ることが多いが、フランスでは、1985年以降世帯主概念が取り払われ、両親のどちらでも直接に家族給付を受け取れるようになった。また、自由婚（婚姻届を出さない事実婚）を選ぶことや「未婚の母」であることは、社会保障を受ける上で何ら損にならない。養子も、同じ支援を受けられる。滞在許可証をもつ外国人にも、同じ保障が適用される。フランスに居住する子どもは、親の国籍に関わりなく、フランス社会の子どもとして受け入れられるのである。さらにEC統合の流れのなかで、フランスで働く者の子どもがECメンバーの他国に居住している場合にも、フランス国内に居住する子どもと同等の家族給付を与えられるようになった。

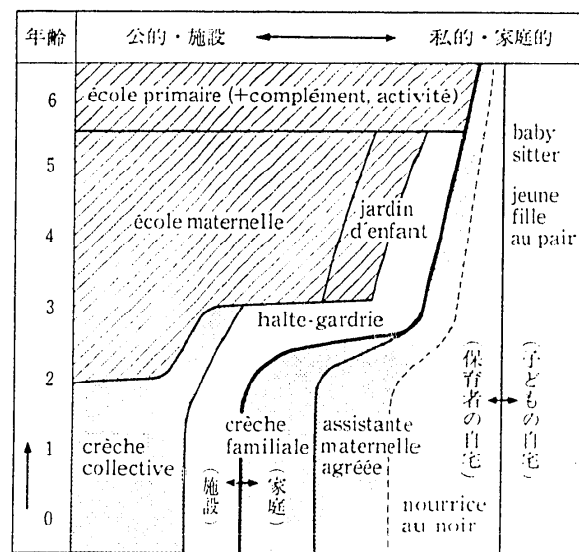
これらの発想基盤には、子どもは親の私有物ではなく社会の財産であり、経済的な意味で子どもは社会が育てるのだという姿勢がある。このような「普遍主義」を、支援原則の第3の特徴として指摘できるだろう。もちろん、私的な家族の枠を超えて出産・育児の社会化が進んできた背景には、フランスの家族変動の現実がある。たとえば、自由婚の増加に伴い（1975年にはカップルの3.6%→1982年6.3%→1989年9.1%）、「婚外子」が急速に増加している（1970年6.8%→1980年11.4%→1990年30.1%）。一方、離婚は、1970年から1985年までの15年間に3倍（11%→30%）にまで激増したが、この数年来30%程度で安定している。結局、子どもの3割が法的婚姻によらないカップルを親にもち、また法的婚姻によるカップルから生まれた子どもの3割が親の離婚を経験するのである。いかに今日のフランスでは従来の固定的な家族観の枠で子どもの養育を考えることができないか、明らかであろう。しかし、日仏の社会的現実の違いを越えて、このような個人を単位とした普遍主義的な支援制度の組み立て方には、学ぶものがある。

（2）社会的支援

続いて、「労力」に対するフランスの社会的支

援制度について、保育・就学前教育を中心に検討しよう。まず、0歳から6歳までの子どもに関してフランスの一般的な保育・教育システムを概観すると、図3ようになる。大別して、一般的な就学前教育（主に文部省管轄）、働く両親のための保育園・保育ママなどの公的保育分野（主に厚生省管轄）、自由な市場にまかされている私的保育分野の3つがある。

ヨーロッパのなかでも就学前教育が進んでいるのは、フランスとベルギーである。フランスの就学前教育は、歴史を遡れば1771年に編物女たちの子どもを保育した施設や、1828年に貧民の子どもを集めた保育施設などにルーツをもつ。都市の貧しく無知な労働者家族の2歳以上の幼児を集めて、衛生教育を施し、母親の働いている間保育したのが始まりである。現代では、小学校での学習に対する心の準備と生活習慣形成のために、また集団生活を通じて幼児の知的・情緒的発達に刺激を与えるために、義務教育ではないが広くどの地域の公立小学校にも、保育学校（école maternelle）あるいは幼児クラス（classe enfantine）と呼ばれる



- 教育分野
- 公的保育分野
- 市場の私的保育

図3 幼児の保育・就学前教育システム

無料の就学前教育施設が併設されている。母親の就労の有無に関わりなく、どの子どもも2歳から入学可能で、1988年には、2歳では35%、3歳では95%、4-5歳ではほぼ100%近くの幼児が、保育学校（ないしは類似の幼児教育施設）に通っている。この保育学校は、朝8時半から夕方4時半まで（当然、小さい子どもには午後昼寝をさせる）集団生活をさせ、両親が働いている場合は、昼食の（日本と違って2時間もの長い昼休みがある）ために帰宅させずに給食を依頼でき、また早朝と夕方に保育時間を延長できる（朝7時から午後6時ぐらいまで）。ちょうど、日本の公立保育園と等価の機能を果たしている。日本の幼稚園にあたるものは、フランスでは、特別の教育方法を看板にしている私立幼稚園（jardin d'enfant）しかなく、数は少ない。

早い子どもで5歳から、ふつうは6歳から（義務教育年齢になるので）、小学校にあがる。小学校の時間や給食も、保育学校とほぼ同じである。日本のような始業式や終業式、各種の季節行事、掃除当番などはなく、初日の朝から夕方まで、いきなり勉強と芸術と体育だけの比較的単純な学校生活である。1年生が早く帰宅するということもない。放課後、おやつ持参で居残り、わずかな料金で別の先生に宿題の面倒をみてもらったり遊んだりして6時頃まで過ごせるクラス（いわゆる学童保育）も、小学校内に開かれている。また、フランスの小学校および保育学校は、週6日登校では子どもが疲れるという「医学的理由」から、毎週水曜日が休みになる。それに加えて、秋、クリスマス、2月、復活祭の頃に、それぞれ2週間程度の休暇があり、さらに9週間にもわたる宿題なしの長い夏休みと、年に計17週間ものバカンスがある。これらの休日には、働く両親をもつ子どものために、自治体がさまざまな課外活動（activité）の場をもうけている。水曜日は、学校と同じ時間帯で、青年リーダーが、子どもたちを森や遊園地、博物館やスポーツセンターなどに連れていったり、課外活動センターで工作や美術作品づくりなどを指導する。また、バカンス期間には、子どものための長期キャンプが企画され、親と離れて、海や

森、スキーなどにいかせることができる。こうしたオプションの課外活動は有料だが、実費程度である。したがってフランスでは、教育制度によって、母親の就労の有無にかかわらず事実上2歳から公共の保育体制が整っており、保育料もほとんどかからない。

次に公的保育分野をみると、乳児から3歳ぐらいまでの子どもを受け入れるインフラストラクチュアは、就学前教育の充実と比して貧弱である。認可保育園（crèche collective）の数は限られており（1988年、2,028施設9万4,100席）、入所の競争率は10倍といわれ、妊娠と同時に申し込みをしても優先順位にしたがって待機リストに載せられ、席の空く順番を待たなければならない。産休明けの3ヵ月児からフルに丸1日（早朝から夕方遅くまで）預かってもらえるが、その恩恵にあずかれるのは、フルタイムできっちりと働く限られた女性だけである。認可保育園の「数」に限っていえば、フランスより日本の方が余裕がある。企業内保育園（crèche de personnel）や学生のための大学内保育園（crèche universitaire）などもあるが、数は多くはない。最近では、親が共同で運営する共同保育園（crèche parentale）を作る動きが活発化している。

その代わりに、乳児から3歳ぐらいまでの子どもの保育を広く支えているのが、保育ママ（assistante maternelle）である。この保育ママ制度は、フランスに特徴的なもので、歴史にも根ざしている。伝統的にフランスでは、ヌーリスと呼ばれた乳母が広く保育を担ってきた。都市のブルジョワジーは、わが子のために住み込みの乳母を雇い、その乳母自身や都市の労働者階級は、わが子を農村へ里子に出した。農村では、わが子と里子と一緒に育てるか、相対的に高い保育料を得るために都市の里子を引き受けて、わが子はもっと安い保育料の貧農のところへ里子に出したりした。もちろん、現代の保育ママ制度は、歴史的な乳母制度とは違う。日本の家庭福祉員と似ており、自宅に2人から4人ぐらいの乳幼児を昼間だけ預かるもので、各県の保健社会活動局が研修を企画し養成して認可を与えている。現在、約17万人の認可保

育ママがいる。そして、各自治体が認可保育ママの登録リストをもっており、ソーシャルワーカーが、保育環境（保育ママの自宅）や保育の質、保育料（1日約2,000円程度）などについて最低限の規準が守られているかどうか、監視している。家にいて幼い子どもを育てている専業主婦のアルバイトとして、また移民の主婦のアルバイトとして、保育ママをしている人も多いようだ。彼女たちは、行政上公式には母親補助者 (assistante maternelle) と呼ばれているが、人々は歴史的な言葉を援用して通称ヌーリス (nourrice) とかヌーヌー (nounou) と呼んでいる。この保育ママさんたちが連合して共同で保育を組織するとき、家庭保育園 (crèche familiale) と呼ばれるものになる。保育園と保育ママの中間形態であり、乳幼児保育専門職 (puéricultrice) が園長を務め、保育契約や保育指導を組織的に行っている。たとえば、午前中はいつも一緒にどこかのセンターで集団保育をするとか、共同で健康診断をしたりするが、あとはそれぞれの自宅で保育するものである。保育ママの個人的な事情（病気など）にも対応しやすい。

しかし、公的保育だけではとうてい保育ニードを充足させることはできず、実はフランスの保育のかなりの部分が、自由な市場にまかされている私的保育によって支えられている。たとえば、認可保育ママと同じぐらいの数の無認可保育ママ (nourrice au noir) がいる。町中に「子どもを預かる人を探しています」「子どもを預かります」という宣伝が溢れており、そうした小さな広告や口コミで出会い、当事者同士が条件や方針をきっちりと話し合って合意すれば、認可保育ママに準ずる家庭保育をする主婦がたくさんいるのである。そして、無認可保育ママは、保育の質が劣るとは限らない。なかにはよい人がいるし、料金も認可保育ママより高めである。そもそもフランスでは、税金対策のためにもぐりのアルバイト (travail au noir) をすることは、よくあることのようなのである。

その他に、フランスには、託児所 (halte-garderie) がたくさんある。託児所は、1970年代から急増してきた保育施設で、週に3日か4日、半日ぐらい預かってくれる。乳幼児をかかえた専業主婦が、

買物や医者通い、スポーツや趣味のための外出などに利用する。スキー場などバカンス先にも必ず託児所があり、母親が子どもを気軽に預けて遊ぶことは、フランスでは当たり前のことである。専業主婦の道を選んだとしても、フランスでは日本ほど母子が孤立無援で家庭内に閉じ込められることはない。

さらに、夜の外出のためには、学生のベビーシッターや外国人学生の下宿子守 (jeune fille au pair) などがある。ベビーシッターは、女子学生ばかりでなく男子学生も結構やる。下宿子守とは、女子留学生に一部屋を提供する代わりに、夕方や夜の子守をしてもらうもので、相互扶助的なものである。これらの私的保育は、フランスの母親を育児の負担から解放するのに一定程度役立っている。

以上のような私的・公的な保育・教育制度を使いこなして、保育のパッチワークをしていけば、フランスでは、いまや保育問題は「何とかなる」問題である。たとえば、産休（→バカンスと育児休暇）→保育園または保育ママ→保育学校を基本に、オーペアーの学生や祖父母に夜間や緊急時のつなぎを頼むやり方などが一般的にとられている。INSEEの1991年の調査では、3歳以下の子どもは224万人おり、そのうち120万人の両親は就労しているが、保育が必要な子どもは75万人である（おそらく子連れで仕事したり、育児休暇をとっていたり、親族に預けていたり、自宅に保育者を確保できたりして、45万人分減るのだろう）。そのうち、12%が保育園に、67%が保育ママ（半数が無認可保育ママ）に保育されている。しかし、保育の質については、問題がたくさん残されている。保育学校は、2歳児に対して30人クラスでは、子どもの数が多すぎる。保育ママには、いわゆる個人差があり、相性が問題になる。また、農村では保育園も少なく、都市のように自由な選択肢は開かれていない。しかし、たとえ限界があるにせよ、自治体や市場の提供する育児の「労力」への社会的支援は、バラエティに富み、女性の多様な人生設計を可能にしている。

その結果、1960年代には日本と同じように女性

の年齢別就労率がM字型曲線を描いていたフランスで、いまは出産後も育児をしながら就労し続ける女性が増えた。しかも、就労形態は、フルタイムが圧倒的に多い⁹⁾ (1988年の25—39歳の女性就労者のうち、パートタイムは19%、フルタイムは81%)。しかし、それでもなお、女性の就労率は子ども数に比例して落ちる (INSEE の1989年の調査によれば、25—39歳の子育て期にある女性の就労率は、子なしでは90.2%、1子では82.5%、2子では73.2%、3子では46.7%、4子以上では24.6%である)。子どもが3人以上になると急激に落ちており、フランスでさえ、一般に仕事を続けられるのは2子までという通念がある。そしてまさに子持ち女性の就労率が上昇するなかで、「仕事も子どもも」と走り回るスーパーウーマンの大変さが語られ始めた¹⁰⁾。子どもの世話がないかのように働き、かつ仕事の責任がないかのように子育てもするのは、理不尽なことではないかと。このようなフランスの現実には、社会的支援とは保育制度の整備では済まされないことを、われわれに教える。そこで重要なのは、社会全体の価値観の転換と家族の世話を考慮に入れた労働政策である。

フランスの出産休暇は、母親に対して産前6週間と産後10週間 (3子の場合は8週間と18週間に拡大) 認められ、84%の収入が補填される。父親にも、3日間の出産休暇がある。出産に立ち会ったり、出生届を出したり、母子の退院を援助するために使われるようだ。育児休暇は、両親のどちらかが24ヵ月までとることができ、無給だが先に紹介した養育親手当が受けられ、元のポストに戻る権利が保障されている。事実上、これに5週間のバカンスの権利をうまく組み合わせると、相当休むことができる。そして、3子以上の場合には、育児休暇が有給 (月額2,671フラン=約6万5,000円、1990年) になる。ちなみに日本では、産前6週間と産後8週間の有給出産休暇 (女性のみ) と、無給だが両親のどちらかが12ヵ月までとれる育児休暇のみである。

このようなフォーマルな労働条件に加えて、フランスには私生活保護的な職場慣習がある。まず、

労働慣行として、納期に間に合わせるために残業したりして私生活を犠牲にするという発想がない。エリート層は別として、ふつうの労働者は定時に帰宅できる。契約した時間だけ契約した内容の仕事のみを果たせばよいのである。企業の危機や繁栄は経営者の問題であって、労働者が関知すべきことではないし、日本のように下の者までが全体の状況を鳥瞰図的に把握して全体の改善のために機転をきかせるという発想がない。ましてや、消費者の都合にあわせて宅配したり開店時間を長くしたり休日返上で修理に駆けつけたりはしない。フランスの商店は、たっぷり昼休みをとって閉まってしまうし、店員も日本のように低姿勢ではない。郵便局やスーパー、銀行や役所など、いたるところで顧客の方がじっと我慢して行列するのは、フランスでは当たり前なのである。さらに、フランスでは、接待の一杯飲みやゴルフなどが無い。従業員慰安旅行などもない。そういう楽しみは、親しい友人や家族とするものなのである。仕事関係者に自宅の住所や電話番号を知らせないから、夜や週末に仕事の電話が自宅にまでかかってくるということがない。年に5週間の有給休暇 (1936年に初めて法制化、1982年以来5週間) は、労働者の権利であり、家族や友人同士がゆっくりと過ごすために大切にされる。私生活は尊重されており、会社人間になって家族を放り出さなければならないような社会的圧力がない。

このような生活環境があってはじめて、父親の育児参加が可能になる。フランスの都市部では、出産・育児に関わる男性が増えてきた。出産への立ち会い、出産準備クラスへの参加、新生児検診、予防接種、哺乳瓶での授乳など、父親の出番も日本より多い。学校の父母会は夜開かれ、参加者は父親と母親が半々である。まだフィフティ・フィフティの分担ではないとしても、出産・育児に関わるケアジェンダーは、たしかに流動化している。伝統的に女性で占められていた職業分野にも、フランスの男性は進出し始めており、看護師・保父・男性助産婦など、まだ少数派ではあるが、着実に増えている。

「消費者」の立場からフランス社会を見ると、

サービス精神に欠け、不便で非効率な社会であるが、「生活者」の立場から見ると、家族生活が保護されている。逆に、日本社会では、「消費者」は王様扱いだが、「生活者」という側面がないがしろにされている。日本社会全体が、産業の論理に埋めつくされるのではなく、生命を育み、病とともに生き、死をみとる、いわば人間の論理に向かって、基本的な価値観を転換していくことが必要であろう。そのような転換の中で、社会のマナーとして、子どもや病人や老人への優先原則ができてくるはずだ。フランスの旅客機やタクシーの乗り場には、ハンディのある人と乳幼児連れのための「優先乗り場」があり、乳母車を押している人がいれば、あらゆる段差や階段で、必ず近くにいる誰かがさっと寄ってきて手を貸す。総じてヨーロッパでは、時間の感覚がゆったりとしており、育児環境としては長所となっている。

最後に、心理的支援について付け加えたい。育児ノイローゼは、なかなか顕在化しにくい現代の大きな社会問題である。フランスでも、育児を負担する母親の心の不安定は問題になる。しかし、日本ほど深刻ではないのではないだろうか。兵庫県家庭問題研究所の調査によると、母親規範の内面化が強いほど育児不安は高まり、逆に育児ネットワークの存在は育児不安を和らげる傾向があるという¹¹⁾。日本では、子どもの問題をすべて母親の育児のせいにする論調が強い。「母原病」呼ばわりをはじめ、父親や社会のあり方を棚に上げておいて「今どきの母親」を批評する言論に事欠かない。ところが、母親のみに育児責任が被せられ、また孤立した母親が生真面目に責任を引き受けたときこそ、危ないのである。出産・育児のキーワードは「待つこと」なのであるが、思うようにならない現実の出産・育児にあせり、責任をもって取り組めば取り組むほど、不安や苛立ちや憂鬱に苛まれてしまうという悪循環がある。子どもの虐待にまで至ることも稀ではない¹²⁾。フランスでは、すでに述べたように気楽に子どもを預ける習慣があり、日本の母子の密着した関係に比べて、母と子の間の精神的距離も適度に保たれている。むしろ、子ども放置が問題になるくらいである。

われわれは、フランスのように、個人としての女性をもっと尊重し、子どもとの距離をとってもよいのではなかろうか。フランスでは、心理的支援は、精神科医やカウンセラーによってなされているが、日本では、それ以前に母親の過剰責任を取り除く支援的な育児観が広がる必要があろう。

IV 結 語

フランスの支援制度と生活実態を検討してきて得られた日本社会への示唆を、簡単にまとめよう。

- ① 行政主導の経済的支援で、出産・育児の「経費」を社会的に再配分する。
- ② 支援の対象は、あくまで支援を必要とする当の「個人」とする。
- ③ 普遍主義的支援原則を立てる。
- ④ 公教育制度として、就学前教育を拡充する。
- ⑤ 母親の就労の有無にかかわらず、多様な保育形態を促進する。
- ⑥ 労働のあり方と社会の基本的価値観を変える。
- ⑦ 男性の参加を可能にし、母親の過剰責任を解く。

当然ながら、フランスの制度のよい面が、はたして日本社会にも適合的かどうか疑問が残るだろう。本稿では扱わなかったアメリカ型の支援との比較検討も、いずれ試みたい¹³⁾。また、税制や財政、法律の問題にほとんど分析の目がゆき届かなかったのも、その点も限界がある。しかし、本稿のキーワードのひとつである「個人化」は、ある程度通文化的な現代の現象ではなかろうか。現代日本の家族関係に「個人」重視の傾向がみえる限り、フランスの個人主義的制度を適用する余地はあるはずだ。ヨーロッパの福祉制度を紹介すると必ず、日本社会とは文化も歴史も違うといわれるが、はたしてわれわれが思っているほど異文化の壁は厚いだろうか。初めに述べたように、ここでは、制度が生きられるリアリティーに注目して、フランスの支援制度を展開した。個々のリアリティーでピンと響くものがあれば、日本文化のステレオタイプにこだわらずに、率直に学べばよいの

ではないだろうか。

注

- 1) このアンビヴァレンツについては、拙論「少子社会を前提としたゆとりある社会システムとは」『女性の生活意識に関する調査——現代女性が求める生活像』、生命保険文化センター、161-165頁、1992年、参照。
- 2) A. Phillips and P. Moss (Ed.), Who Cares for Europe's Children?—The Short Report of the European Childcare Network—, Office for Official Publications of the European Communities, 1989.
- 3) 高野瀬順子『出産ストライキ——産めない理由、産まない理由』、叢文社、1991年など。
- 4) 上野千鶴子『資本制と家事労働』、海鳴社、1985年。
- 5) 中嶋公子「フランスの家族政策と第3子」日仏女性資料センター『女性空間5』、1988年。
- 6) INSEE, Donées sociales 1987.
- 7) 生殖技術と社会保障との関わりがわからず、日仏女性資料センター・フランス支部の寺田恕子氏に問い合わせたところ調べて下さり、御教示いただいた。
- 8) 『季刊・社会保障研究』Vol. 28, No. 3, 1992年、352頁。
- 9) 三富紀敬『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』、ミネルヴァ書房、1992年。
- 10) Michèle Fitoussi, Le ras-le-bol des super women, Calmann-Lévy 1987. 菊地有子訳『スーパーウーマンはこんなに大変』、バベルプレス社、1991年。
- 11) 『日本社会学会大会報告要旨』1990年、337頁。
- 12) 橋 由子『子どもに手を上げたくなるとき』、学陽書房、1992年。
- 13) かながわ女性センター『Work & Family——かながわ海外女性事情調査報告書（アメリカ・カナダ）』、1992年、第Ⅱ章に素描をまとめている。

主要参考文献資料

- INSEE, Les femmes, 1991.
 INSEE, Donées sociales 1990.
 L'état de la France 1992, éd. La Découverte.
 Ministère des Affaires Sociales et de l'Intégration, Les prestations familiales en France, 1992 (人口問題研究所の小島宏氏より資料提供)。
 C. de Saint-Sauveur, Protection de la maternité et de l'enfance (Cahiers de puériculture 3), Masson 1985.
 Le système éducatif (Cahiers Français no. 249), La documentation Française, 1991.
 Alain Norvez, De la naissance à l'école, PUF 1990 (この2冊は日仏女性資料センターの中嶋公子氏より資料提供)。
 社会保障研究所編『フランスの社会保障』、東京大学出版会、1989年。
 原田、手塚、吉田、桑原『現代フランスの教育』、早稲田大学出版会、1988年。
 下夷美幸「ヨーロッパ諸国の家族給付」『21世紀の社会保障に関する研究』、社会保障研究所、1990年。
 Jean-Pierre Dumont, les systèmes de protection sociale en Europe, Economica 1992.
 Le monde de l'éducation, Février 1993 (日仏女性資料センターの菅原恵美子氏より資料提供)。
 Parents, Avril 1991.
 Parents, Janvier 1990.
 Parents, Novembre 1989.

なおフランスの日常生活実態については、1986—88年の滞在生活経験から得たところが大きい。また、拙著『母性の社会学』でもフランスの実態に触れており、データや記述に一部分重複がある。再録を許してくれたサイエンス社に感謝したい。さらに、フランスの働く母親については、日仏女性資料センター『女性空間10特集号』1993年、の拙論もあわせて参照いただけるとありがたい。

(ふなばし・けいこ 桜美林大学助教授)